九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

エドマンド・バーク著『新ホイッグ党員から旧ホイッグ党員への訴え』について

森本, 哲夫
九州大学大学院法学研究科博士課程

https://doi.org/10.15017/1583

出版情報：法政研究. 34 (4), pp.129-149, 1969-02-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

紹介

エドマンド・バーク著『新ホイッグ党員から旧ホイッグ党員への訴え』について

森本哲夫

フランス革命に当面して、イギリス国内の世論はそれをめぐって沸騰する。バークがその当初もっとも重視したのは、プライス博士（Richard Price, 1723—91）の所属する(名誉)革命記念協会（Society for Commemorating the Revolution in Great Britain)の思想と行動であった。当時まではほとんど注目されない存在であったこの協会が、あたかもイギリス政府の公式代表であるかのようにフランス国民議会に賛辞を送ったことにより、彼らに、イギリスの世論をその協会の意見と同一視される危惧をいだいたバークは、そのことを重視せざるをえなかった。プライスは、一七八九年の原理である人民主権説の立場から名誉革命を解釈し、それをフランス革命と同じ原理にもとづく同じ性質の革命とみなした(一七八九年十一月四日、非国教徒の集まりでおこなわれた説教『祖国愛について』——永井義雄訳・未来社刊——参照)。これに対し、〈ホイッグ主義〉にもとづいて名誉革命を支持するにもかかわらず、フランス革命をその原理と行動について非難せざるをえなかったバークにとって、プライスのこのような思想は到底承服できないところであった。所謂『フランス革命の省察』(以下『省察』とよぶ)は、このような事情のもとで、一七九〇年十一月一日ロンドンにおいて出版された〔バークは、フランスの若き国民議会議員ドゥポン（Charles Jean François Depont 1767—

96）から一七八九年十一月四日付の書簡を受け取り、当時フランスで起った重要な事件についての意見を求められた。バークはその返事を同年十一月中旬に書いていたにもかかわらず、フランスにおいて検閲がきびしいことからドゥポンに危険がふりかかることをおそれ、事態が一応おさまるのを待って翌年のはじめにそれを同氏に送ったようである。バークは再び同氏から意見を求められ、その返事をしたためているうち、私信として送るよりも公表しようと決心したようだ。このようにして出版されたのが『省察』である。この事情については『省察』のはじめの部分でふれられている。なお、『省察』の中で、バークは記憶をたどりながら、ドゥポン氏への最初の返事を一七八九年十月にしたためたと書いているが、これが誤りであることは一般に認められている。『省察』のはじめのところで言及されているその返事は、ドゥポンの十一月四日付の手紙に対するものであって、前述したように十一月中旬に書かれたものである。また、『省察』の中で、ドゥポン氏が、バークを革命記念協会のフランス革命に対する前述の行動を支持するものの一人であると誤解したことから、バークは、名誉革命の解釈について自分の見解がこの協会の人々といかに相違しているか、について述べることから『省察』の内容に入っていく。さらに付言しておけば、『省察』をフランス語に翻訳した人物が、このドゥポンであるかのようによく言われているが（例えば、鍋島能正訳『フランス革命論』・理想社）、そうではなしに、仏訳者は Pierre Gaëton Dupont である。この点については、ブリティシュ・ミュジーアムのカタログや The Correspondence of Edmund Burke, Vol. VI (edited by Alfred Cobban & Robert A. Smith, Cambridge U. P., 1967)を参照されたい〕。『省察』は単なるプライス批判をこえて、ホイッグ主義・フランス革命の原理と行動・それのもたらす結果を批判的に検討することによって、バークの政治思想を噴出させることとなった。

フランス革命をめぐってイギリス世論内部の対立は顕在化するが、『省察』の出版によってホイッグ党内の分裂的傾向はほぼ決定的となった。一七九一年五月一二日、フォックス派の Morning Chronicle 紙上に次のような一文が記載された。「自己の原理に忠実なる偉大で志操堅固なホイッグ党幹部は、フォックス氏とバーク氏との論争を決裁した。そして前者の方が、ホイッグ党員がそれによって固く結ばれ、それにもとづいて絶えず行動してきたところの

純粋な教義を維持している、と言明された。その結果、当然、バーク氏は議会を退くことになる」と。アメリカ革命・インド植民地問題・議会改革のためホイッグ党のもっとも有力な政治家にして思想家として王権とたたかってきたバークが、フランス革命に当面することによりホイッグ主義から離れた、というのがフォックス一派の判断であったようだ〔Charles James Fox（1749—1806）とバークとは、フランス革命以前の前記の諸問題において、ホイッグ党を率いて協力してたたかって来たのであるが、フランス革命の評価をめぐって対立するようになる。この対立は、単なる個人的なものではなしに、その後のホイッグ党内におけるリベラルな部分とコンサーヴァティヴな部分との対立へと発展したものである。フォックスとバークとの対立は、一七九〇年のはじめに下院に出された軍事予算案をめぐる討論の中に、すでにあらわれている。フォックスは、フランスにおいて進行中の事態がヨーロッパの平和にとって好ましい結果をもたらすとして、平時軍事予算の増加を批判した。また彼は、市民権を保持したまま軍人となりうるフランスの制度を「大喜びする言葉さえもらした」。このとき、バークは「言いようのない苦痛をもって、彼の友人（フォックス）との意見の相違がきざしたことを感じざるをえなかった」。バークは同年二月九日、この問題について演説した。バークは、ルイ一四世時代とは全面的に変化した悪（専制政治と不寛容ではなしにアナーキーと無神論）がフランスにあらわれており、それらがイギリスにもたらされる危険性があることを指摘した。ことにバークは、「軍隊による市民権の僭取および……軍隊の……無秩序」を、当時のフランスの事態の中で「最悪の部分」といった。そしてバークは、フランスにあらわれた類のデモクラシーをイギリスに導入しようとする「最少の傾向に対しても強く敵対」した。そしてそれに抵抗するため、バークは「彼の最上の友人（フォックス）たちをあきらめ、最悪の敵たちと結ぶ」ことになった。この間の事情については、詳しくは、**Substance of the Speech on the Army Estates in the House of Commons, February 9, 1790**——下記『バーク著作集』第三巻所収——を参照されたい。ともかく、ホイッグ党は、フランス革命の経過のかなりはじめの時期に、すでに二派に分かれる兆をもっていたことに注目されたい。そして『省察』の出版によってバーク派が近代保守主義の方向に大きく踏み出したことにより、ホイッグ党内におけるコンサーヴァティヴな人々とリベラルな人々との対立が自覚的になったことに注目されたい。後者が所謂フォック

ス派である。モーニング・クロニクル紙上でのバーク批判は、右のような事情のもとでなされたものである。」。事態ここに至って、バークは自身が一貫してホイッグ主義に忠実であったこと、フォックス派の思想は一七八九年の原理にもとづくものであって、彼らこそ名誉革命の原理から逸脱していること、後者はイギリスの（またすべての）国家組織の破壊につながること――これらの諸点をバークは論証する必要に迫られた。この結晶が、私のとりあげる一七九一年八月三日に出版された論文 Appeal from the New to the Old Whigs である。このようにホイッグ党内の意見が分れたとき、もはや単に〈ホイッグ主義〉といっても通用しない。そこで、この論文では〈旧ホイッグ〉（ancient Whigs, old Whigs）と〈新ホイッグ〉（modern Whigs, new Whigs）というように、両派は区別してあつかわれるようになる。

この論文は、内容の豊富さ・反響・何よりも後代への思想的影響（とくにロマン派への影響）の点で『省察』に比肩しえないとはいえ、『省察』の立場をより実証的に明らかにしており、それへの批判に対する反批判であり、自己の原理の再確認であって、バークのフランス革命批判史における結節点となるものである。そのため、これは、『省察』を理解する上でのもっとも重要な文献であるばかりか、さらにより以上に論点がしぼられており、また、新たな概念を導入することによって彼の思想をより鮮明にしている。さらに、それは、ホイッグ党の分裂というイギリス政治史上重要な事態と関連している点でも見逃せない文献である。

本文に入るに先立って次のことをお断りしておかねばならない。バークが著わしたほとんどすべての著作（初期の『崇高と美のわれわの観念の起源の哲学的研究』――以下『崇高と美』とよぶ――は例外だが）が、書簡形式で章節がいっさい区切られておらず、論題から気ままに離れてしばしば多くの主題が交錯するため、逐次叙述を追って紹介することはかえって理解を困難にする。ここで私がとりあげる論文も、決してその例外ではない。したがって私は、

バークの根本思想を理解する上で大切な主題と思われる次のような問題別の項目を設けることによって、紹介の便宜をはかりたいと考える。すなわち、一、旧ホイッグ主義であって、バークのイギリス国家組織観・名誉革命観と旧ホイッグ派政策原理を中心とするものであり、二、新ホイッグ主義であって、その人民主権説批判を中心とするものであり、三、バークの政治理論的諸問題(契約・義務・国家・自然的貴族・社会状態・国民の観念)を中心としている。

テキストは、The Works of the Right Hon. Edmund Burke (The World's Classics, No. 113, Oxford U. P., 1920) ——これは初版一九〇六年のリプリント版でありその全六巻中第五巻に該当の論文が収められている——を用いる。項目に従って内容をまとめ、評釈する方法をとり、引用符・頁数は省略させていただいた。なお、私の評釈は主として〔 〕の中で示した。このほかに、The Library of Liberal Arts に収められている John M. Robson 編ならびに序 Appeal from the New to the Old Whigs (1962) を参照した。これには、ロブソンによって項目が設けられている。しかし、ロマン主義に大きな影響を与えたところの、私が第三項にとりあげた内容に対する配慮が全然ないのがそれの欠陥のように思われる。私自身、項目を設けることによって他の内容が看過されたのではないかとおそれる。バークのこの著書の叙述に従って項目を設けることは、まえに述べたような理由からいって冒険である。それ故に、私は叙述の順序よりも右にとりあげた主題に従ったのである。

最後に、バークのこの著作の表題について一言つけ加えておきたい。この著作において、新ホイッグ派と旧ホイッグ派とがそれぞれ法廷にたとえられており、バーク自身は、第三者（裁判官）として語り、自らを裁判するという形式をとっている。新ホイッグ主義に訴えることによって彼がいわば〝有罪〟の宣告を受けたことに対し、彼にとってより高級な法廷である旧ホイッグ主義に訴えることによって自己の証をたてようとしたのである。この著作の表題は右のようなことを示している。

一

㈠ 旧ホイッグ主義の理解に際して、まず、それにもとづいて支持されたイギリスの国家組織がどのようなものであったかが問題になる。イギリスの国家組織は、現実かつ基本的に、非常に異った性質の三つの構成部分から成立つと考えられている。その諸部分とは、国王（君主制）・上院（貴族制）・下院（民主制）である。そのおのおのは、それぞれ固有の原理にもとづくものであって、国家組織全体の中で独特の意味をもつものである。したがって、そのどの部分を欠いでも、それはイギリス国家組織本来のものではありえなくなる。それぞれの部分が攻撃をうけるとき、その固有の原理にもとづくそれぞれ独自の根拠によって、それは擁護されることになる。君主制の根拠である原理にもとづいて民主的部分を主張することはできないし、民主制の原理にもとづいて君主制を支持することはできない。また、そのいずれかあるいは両方の根拠から貴族制を支持することはできない。さらにイギリスの国家組織は、固有の原理にもとづくところの諸部分から構成されることによって、一見不調和に見えるが、全体として調和ある有機的結合体である〔ここでバークは、有機的なる言葉を使用しているわけではないが、近代的中央集権主義を模範とするのではなしに、独自の目的と原理をもつ諸部分の調和によって一つの大きな調和ある結合体を考え、それ自体をまた民族固有のものと考える着想からして、バークの論調の意味を汲んで有機的という言葉をあてることは、かえって理解を助けるであろう〕。このようなイギリスの国家組織は、時間の観念によって〔限嗣相続財産として〕固有なものとして正当化され、それ故にまた自然な秩序と理解されている〔『省察』にこの見地が出ている〕。

その種類は、彼によって、制限君主制・混合政体と正当にもよばれており、執行・行政権は完全に王位に存するが、最高権力（supreme power）は国王・上院・下院の間で分有されているとみなされている〔明らかに人民主権の立

場ではない。むしろ、社会はそのような理論によって組立てられたものではなしに、逆に、時間の観念によって正当化された社会の中から、理論的に主権を推定しようとする見地である。理論に対するこのような態度は、『省察』の中でも強く主張されている〕。

イギリスの国家組織の根拠は、所謂〈社会契約〉によるのではなしに、その構成は国王・上院・下院に定着した古来のものであって、むしろその中に国家の〈本源的契約〉が含意され、表現されており、推定されるのだ、とされる。多年にわたってこのような国家組織を根本的に変化することなく絶えず保持してきたことが、この本源的契約の存在を証明している、と考えている。

㈡ 旧ホイッグは、フランス革命に対する批判とは対照的に一六八八年の革命を擁護する。そして名誉革命の中に、イギリス本来の――旧ホイッグ的――政策をみる。『省察』において彼が名誉革命を支持するに当って主張した理論が、名誉革命当時の指導者の意見、すなわち（旧）ホイッグ主義と全く同じであることを、Dr. Sacheverell裁判に際して下院で主張された多くの人々の証言を引用することによって証明しようとする（証言者の名前はいちいちあげないことにする）。次に、バークの名誉革命観と名誉革命における政策についての彼の見方について述べることによって、旧ホイッグ主義を理解することにする。その際、名誉革命がプライスらによって主張されたように、人民主権説の立場からの革命でなかったこと、フランス革命に同調しようとする新ホイッグ主義こそ結局は人民主権説へと傾斜することによって、イギリス古来の憲政政策原理――旧ホイッグ主義――に矛盾し、イギリス国家組織の転覆につながること――これらのことが彼の念頭におかれている。バークが名誉革命を支持するのは、一六八八年にもたらされた政体の種類によってではない。名誉革命によってもたらされた体制は、むしろ民族固有の所産であったのであり、革命に際してそれが保持されたとみなすことによって、その革命を支持するのである。

バークは、一六八八年の革命が必要性（necessity）から起った革命であった、と主張した。その必要性とはいか

なることであろうか？一六八八年の事態において、王権の側から国憲に対する侵害があったし、古来の宗教・国家組織の転覆が画策された。当時、国民は統治の全基調が国憲から逸脱していたと認識していた。王国の古来の法が王権によって侵害されることにより、国家組織が破滅の脅威にさらされていることを彼らは一様に認識していた。したがって、国民は一致してその救済に参加したのだ。彼らは、革命という最後の手段しか自分たちに残されていないことに気づいていた。しかし革命によって何か新制度（innovation）が導入されたのではない。王国の古来の基本的国家組織が回復され、その固有の原動力がよみがえったのだ。このようにバークは主張する。すなわち、革命は、国憲・本源的契約に対する国王の側からの侵害があったことにより、それを回復し保持するためになされたのであって、それによって基本的国家組織を変更したのではない――これがバークの名誉革命観であり、また彼が名誉革命を支持する所以である。それは、古来の法・自由・宗教・国家組織を保持していくためにのみ、真の・絶対的・不可避的必要性からおこなわれた〔保守的〕革命であった。バークは以上のように名誉革命をとらえており、その必要性を以上のような意味に述べている。したがってそれは、人民が随意に服従から抵抗に転じたり、国王を追放したり、新政府を樹立したりすることができる抵抗権・人民主権を根拠になされたのではない、ということをバークは主張している〔参考までに、プライスは『祖国愛について』の中で次のようなことを言っている。名誉革命は、(1)宗教的諸問題における良心の自由の権利、(2)権力が濫用された場合、それに抵抗する権利、(3)われわれ自身の統治者を選び、違反行為（misconduct）があった場合かれらを罷免し、新に政府を構成する権利――これら三つの原理、就中、この最後の原理にもとづいてなされた、と〕。

バークのこのような名誉革命観は、イギリス古来の政治政策が国憲を保持することであった、という彼の見解と連結しているものである。バークの理想的、かつイギリスにおいて、現実的な政治は、国家組織の中の全財産を、そのすべての構成部分とそのすべての諸関係の状態において、祖先から受けとり、世代から世代へと保持し伝達していく

ことである。王政復古と名誉革命という歴史上の二つの事件は、この共通の政治政策にもとづいてなされたのであり、新制度を導入したのではなかった。前者は王権を、そして後者は人民の権利を回復することであった。バークはこのように説明している。バークが正当とみなす革命という政治は、秩序を破壊することではなしに、反対に秩序の破壊者に対するものであって、放縦を促すことではなしに法を定着させる手段である。ここに革命の唯一の目的をみる。そしてこのようなものとして、バークは革命を刷新（イノヴェイション）と峻別する。

イギリス国民は、社会的動物にしてキリスト教徒であるという絆によって、第一義的に主権者に服従する義務を負わされている、というサー・ジョン・ホランドの証言を彼は引用している〔バークが義務をどのように考えていたかについては、第三項でふれることにする〕。この見地からすれば、名誉革命といえどもバークにとって例外的なものであった。しかしそれは、右に述べたような意味で、必要な例外であった〔バークはこの論文の別な個所で次のようなことを言っている。統治の基礎は、想像上の人権ではなしに、政治上の用益(political convenience)と人間性におかれ、われわれの必要とするものを与え、われわれの義務に一致して設けられる。統治はこの必要をまかない義務を強調する。また、政治(統治)の学は、幾何学や形而上学のように、定義や論理的整合性を強調するのではなしに、例外や変異を認めるものであることを強調している。統治の基礎と政治学の性質および幾何学的精神から政治(統治)の学を区別することについては、むしろ『省察』に詳しく説明されている〕。

要するに、バークの説明する旧ホイッグ主義の政治原理は、名誉革命体制に具現されているイギリス国家組織の基本的要素と基本的構成、マグナ・カルタ以来獲得されてきた〈イギリス人の自由〉を保持することを基本とする。革命という例外的政治も、これらを保持するためにのみ必要なものとして認められる。そしてこのようなイギリスの国家組織・議会の特権・人民の自由を尊敬し、それらをイギリス人固有の祖先からの相続財産とみなすことにより、それらをしっかりと受けとり、それらを子孫へと伝えていくことである〔このような説明の仕方は、『省察』の中で詳しく説

かれている。なおその中で、このようなイギリス国家の政治が、自然を手本とし、それに従うことから生れたものである、と説明されている。例えば、このような継承の仕方は、われわれが祖先から生命をうけて子孫に伝えるのと同じやり方である、と説明される。また、このような政治によって統治は自然の方法を推持することができるし、世界の秩序と存在様式に一致調和する、と説かれる。このように〈自然〉の観念を媒介にして政治を神に結びつけようとする。しかもバークは、〈自然〉の観念を生命現象からとり出そうとしている。バークの〈自然〉の観念の検討とその思想史上の評価については、あらためて考えてみたい〕。

㈢ 次に、バークのイギリス国家組織観・政策観と関連して、バーク自身がとった政治的態度の正当性と一貫性の主張についてみることにする。下院議員として、フランス革命期以前に王権の専横とたたかい、ことにアメリカ革命を支持したバークが、フランス革命を単に程度の問題としてではなしにその原理から全面的に非難したことにより、フォックス一派からその変節——所謂〈自由のバーク〉から〈権威のバーク〉へ——を非難された。それに対するバークの回答は次のようなものであった。

そもそもイギリスのとっている混合政体は、異った原理にもとづく一見不調和な諸部分からなる有機的結合体である。理論上の極端・理論上の完成を求める人たちの観点から見れば、それは確かに不徹底であろう。しかしバークにとっては、このようなことはかえってイギリス国家組織の長所である。バークはイギリス国家組織の一部分の友であったわけではなく、国家組織・その構成諸部分の友であったのである。したがって、どの部分が攻撃されようとも、その部分を支持してたたかってきたのだ、と。アメリカ革命についてバークは次のように考えていた。彼のフランクリンとの会話によれば、アメリカ人がはじめから国王の権威をかなぐり棄てて本国からの独立を狙っていた、ということは信じられえないところであった。アメリカ人がただ自由を拡大するためにのみ反抗したとすれば、バークはアメリカ人の言い分を非常にちがって受けとったであろうということは、当時バークが発言し書いたものを正当に観察す

る人には気づかれるであろう、とバークは言う。結局、当時アメリカ人は、イギリスが一六八八年に国王ジェームズ二世に対してあったと同じ関係に立っていると考えた。同意なしに課税することによって古来の自由が侵害されることに対して、アメリカ人は純粋にそれに対する守勢の立場に立っていた、という。ここでは、人民が自由を保持すべき立場にあった。したがって、本国は課税を撤回することによってアメリカ人と協定に入ることができ、その国に対して国王の権威が、植民地人に対してイギリス人民古来の自由が保持されるという意見をもっていたのだ、と述べる〔ここでバークは、一七七四年四月一九日の『アメリカの課税に関する演説』の議論をもち出している〕。他方、フランス革命では王の権威全体を絶滅することが目的とされている。ここでは、人民ではなしに国王が、その権威の部分を保持しなければならない完全に守勢の立場にある。このようにフランス革命からくる危険は、王の専横〔不寛容・専制〕とは別な他方の極端〔無神論・無政府状態・国家組織そのものの破壊〕である。そこで、国家組織とその諸部分の友であるバークは、自らの向きを変える。バークは、君主制への攻撃・国家の有機的構成の破壊・純粋民主主義に対してたたかう姿勢へと自らの方向を転じざるをえない。イギリスのような異った原理にもとづく諸部分をもつ国家組織（混合政体）を保持するためには、両極端からの攻撃に対峙するために自分の向きを変える――このようなバークの方法以外に一貫性をもちえない。彼の比喩を用いれば、彼の立場は円の中心にあるのであって、円周のどの部分からか彼を見る人々と真向から対立してみえるのは当然のことである。このようにバークは主張する。彼は王党派でも（純粋）民主主義者でもなく、あくまで混合政体論者・制限君主制論者である。もはや政治生活の終りに近づいて、混合政体の原理さえみとめてもらえれば、これ以上自分の一貫性について言う必要はない、とバークは言った。混合政体である国家組織を保持しようとする旧ホイッグ主義の立場は、一つの観点から結論をとことんまで追求して理論的極端に至ることを妨げる。旧ホイッグ主義は決して極端にはなりえないのであって、むしろ中間（medium）であり、両極

端への反対である。そしてこのような理論的不徹底は、欠陥ではなしに長い慎重な知慧の結果である〔バークは政治における第一の徳目として慎重（Prudence）をあげる。したがって、当然理性に対しては懐疑的である。経験、しかも単なる短かい経験ではなしに幾世代もかかって集められ持続した経験――だからかえって直観的となるし単なる知識ではなしに実践的となる（英知）――に訴える〕。

二

バークは、フランス革命がその政治理論的根拠として、究極的には〈不可譲の人民主権〉説にもとづくものであることを洞察する。バークを批判した新ホイッグが、フランス革命を歓迎することによって、その理論的根拠である人民主権説の立場を採用したものと考える〔事実がどうであったかについては、新ホイッグ・リーダーの一人一人について検討してみなければならない。革命の勃発当初それを支持した者の多くが、革命の長い経過の中で逆に批判にまわっていくようになる。このことについては最初革命を支持していた人々の思想・論拠と革命自体の性格変化・事件の性質とを関連させてとらえてみなければならない。このようなことは現在の私にはできないし、本稿の目的でもない〕。バークは、人民主権説をその理論的極端にまで追求していくことにより現実的帰結がどのようなものになるかをみることによって、云わば人民主権説自身にその不合理さを語らせようとする。

バークによると、新ホイッグの人民主権説については、理論上、次のようなことが言える。主権は一人の人物によって行使されようが多数によって行使されようが、ともかく、たえず人民に由来し人民に存する。したがって理論上次のことがいえる。人民は、違反行為のあるなしにかかわらず王を処置しうる、と〔プライスの主張では、抵抗権の行使と統治者を罷免し、新しい政府を構成する権利の行使とが条件づけられていた。すなわち、前者は権力の濫用があった場合に、後者

は統治者に違反行為があった場合に行使される権利であった。しかしバークは、人民主権説を批判するとき、人民に主権が存するというこの基本的主張を理論的につきつめるとどうなるかを見ようとし、その際プライスが設けた条件はかえりみられなかった。バークの批判の方法は、しばしば、このように相手の理論を無条件に論理的極端にまでつきつめることによってその不合理さを暴露することである。例えば、彼の最初に出版された著書『自然社会の擁護』におけるボーリングブルック批判の方法がこれであった。このような方法では、その論述の途中においてはしばしば相手を批判しているのか称賛しているのかわかりにくい言明がなされる。アイロニカルなこのような方法が、しばしばバーク理解を混乱させているようだ〕。人民は、随意に、自らいかなる政体をも新たに設けうる――このように極論する。結局、人民各人の意志〔バークは意志を義務と対立したものとしてとらえている。したがって前者は純粋に個人的無制約的であって恣意とほとんど同義と思われる〕が彼らの行為の規準である。為政者は義務だけ負わされて何の権利ももたない。彼らの治政の存続期間は契約の固有の課題ではない〔人民の意志次第〕。また、事実上契約がなされ、ともかくそれが拘束するとしても、それは直接契約にかかわった人々だけを拘束するのであって子孫には及びえない。

バークによると、このような教説は君主制ばかりでなしにあらゆる形態の統治の完全な転覆であり、したがって安定した合理的自由の保障に対する完全な転覆であるばかりでなしに、人間の情念の完全な解放＝人間を情念の鎖につなぐこと、したがって道徳のあらゆる原理の完全な転覆を意味する〔バークの人間観は、啓蒙思想家とちがって、その根本においてペシミスティクである〕。人民主権説の現実的帰結はこのように傾斜する、とバークは考える。抽象的な個人の権利（人権）の採用により、国民は各単位の合計にされる。抽象的個人・その人権から出発することにより、人間は個人として基本的にその権利にもとづいていかなることをもなしうる。彼は個人として、彼を国に結びつけている絆と約束を破る権利をもつ。彼は巧みに説きつけて多くの人々を彼の意見へと改宗させる権利をもつ。この企みの開始

者の単なる好みが唯一の指針である。このような教理によってはすべての祖国愛・法と慣習への尊敬と愛着がわれわれの心から抹殺され、それが原理にまで成長し不満や熱狂によって活気づけられるとき、その開始者たちにとっても破滅となり、国家にとって有害な一連の陰謀と擾乱以外の何ものもこの意見から帰結しえない。人民の恣意によって、今日は君主制、明日には共和制、再び君主制、また無政府状態にいること――このようになりうる。

人民主権論者は、このような原理にもとづいてイギリスの国憲を攻撃しているのだ、とバークは言う。彼らは次のように攻撃する。国憲は人民の行為であるべきであって成文憲法のないところに憲法はない。イギリスにおいて国憲について多くのことが語られるけれども、イギリスには上等なものはもち論、憲法そのものが存在しないし存在したためしがない。人民は未だ憲法を形成していない〔これは明らかにトマス・ペイン『人権・第一部』からの要約である〕。彼らは更に、君主制・上院・下院・長子相続制・特権（charters and corporations）・名誉革命と王位継承法――これらはバークにとって秩序とイギリス人の自由の保障である――に対し、契約にもとづいていない、自然法に反する、あるいは単に古いということ（偏見）等の理由から批判する。

三

㈠　社会契約論者は、契約にもとづいていないと主張することによって、過去・現在の社会関係を批判し葬り去ろうとするが、そのような立場は契約を個人の意志次第にしてしまう。それではバークは〈契約〉をどのように考えたであろうか。

市民社会の状態（the state of civil society）において、〔歴史的にみて〕はじめのうちはその契約行為は任意なものであったかもしれない。しかし社会は、それが続くかぎり存在する永遠不変の契約（permanent standing

covenant）のもとにあるのであって、定着した契約は各人の正式の行為がなくとも各人を拘束するものである、とバークは考える〔社会を形成する最初の行為が歴史的にみてどのようなものであっても、個人の意志によっては社会状態を解くわけにはゆかず、人間は永遠に社会の中で生活するように定められている。現実の社会にあらわれている契約は、永遠の秩序につながれるものとして軽視さるべきではない、ということであろうか。時間の観念→自然の観念に媒介されて神に結びつけることによって、現実社会を正当化しようとするのがバークの論法の一つのようだ。また、ここで論じる契約は個人の意志にもとづく一時的な目的で取結ばれる下位の契約のことではなしに、国家にあらわれているとみなされる契約のことである。契約の出発点は個人ではない。それは、個人主義的な見地からの社会契約論の契約観念とはおのずと内容を異にする〕。〈契約〉が個人の意志とは独立に存するとみなされることによって、それへの服従は義務とみなされる。このような〈契約〉の性質は、以下に述べる義務・国家についての彼の見解と関連させることにより、一層明確に理解される。

(二) 人生の全体・義務の全体系を検討してみよ、最も強い義務はわれわれの選択の結果ではなかったはずだ、とバークは言う。道徳律は〈最高支配者〉（神）によって形成されかつ強制される。義務に関する限り、「何故？」という問は出されない。バークは、基本的に、個人の意志の上に社会の〈契約〉をおいたように、個人の権利の上に国家への義務をおく〔したがってまた、バークが社会において承認する権利は、所謂人権ではない〕。たしかに個人の意志にもとづく下位の契約はあるし、必要である。しかし義務の性質はすべて強制的である。我々が結婚するとき選択は任意である、しかし義務は選択の問題ではない。義務はわれわれがおかれた関係・状況によって命令される――とバークは言う。国家への義務はバークの言うところの最も強い義務に属するであろう。だとすれば、その義務はもはや人事ではなしに神聖なもの、と考えられているであろう〔『省察』の中で、バークは、国家を神の計画の一環として理解する。即ち神は人間が徳を完成させる手段として国家を設けたこと、また、国家が神慮によってあらゆる完全性の源泉すなわち神と結びつくこ

とを望んだ、という意味のことを言っている。ただし国家は、あらゆる人間能力の共同事業体（partnership）、しかも永遠に続いてその事業を達成するもの、と理解されている〕。また、〈契約〉への服従は、人類の一般的意識（the general sense of mankind）からなされる一般的実践によって保障される、とバークは言う。

㈢　次に、契約の性質を決定し、われわれが義務を実践する場である国家についての問題に入る。人間がこの世に生まれてくる道程は神秘的である。この神秘的成り行きを生じる本能はわれわれが作ったものではない。ともかくわれわれはこの世に生れ出ることによって道徳的義務を実行するよう定められている。親たちは、彼らの道徳的義務に同意しようが同意しまいが、義務の長い絆につながれている。子供も彼らが生れ出ることによっておかれる彼らの関係に何ら同意したわけではないが、そのような関係におかれることによって義務に結びつけられる。このようにして人々は、諸関係によるすべての義務を負わされた親たちの社会状態を伴う共同体に生れることになる。共同体に生れる人々は、彼らが親たちの身体から生れることによって（予め同意されたのではないが）親たちへの義務が生じると同じように、共同体に生れることによってその拘束から自由になる権利をもたない。バークは国家共同体（コモンウェルス）の基礎に、両性・家族関係のような一種の本能的関係をすえている。コモンウェルスの要素はこのような自然現象的諸関係（フィジカル・リレイションズ）である、と言われる〔このような見地は、一七五七年に出版された彼の『崇高と美』の中に、すでにみられる。また、『省察』の中では、国家が過去・現在・未来の人々の、そしてあらゆる人間能力の永遠に完成に向う共同事業体（partnership）である、と述べられている〕。国家は、このような自然必然的本能的な要素的関係から織りなされるものであって家族的関係からの類推・拡張によってとらえられている〔国家の遺産は家族財産・相続財産にたとえられた〕。こうして国家は個人の契約によって形成されるものではなしに、われわれの意志とは独立したものとしてはじまり、われわれはそれに自然必然的に結びつけられる。バークの国家の観念はどちらかといえば、共同体の観念である。幾世代もその生命を持続し伝え

るもの、したがって伝統的なものとして理解される。また、われわれは、国家への義務を畏敬の念をもって強制とみる、と同時にそれを親しみのある快適なものとなす本能をもつ。だからそれは任意ではなしに必然的であると考えられている〔本能という考え方によって義務への服従を神秘化する。バークにとってこの本能は、人間が国家において徳を完成させるために、手段として神によって与えられたもの、と理解されているようである〕。また共同体における人間の位置、諸関係における役割についても、同意によるのではなしに造物主の配剤によるものと考えられている。このようにして伝統的社会秩序を、究極的に神慮によって根拠づける〔時間の観念→自然の観念は、神に結びつける媒介的観念として用いられているようである〕。だから義務は、究極的に、人間と神の関係、神の配剤による人間と人間の関係から生じるものである。したがって、義務（そこに仮定される同意）は基本的に事物の秩序と調和しているとみなされるのであろう。

㈣『省察』の中でバークは、フランス革命による社会の水平化傾向が自然な秩序に反すると批判し、自然な秩序において、あるものが当然上位にこなければならないと主張して、自然な状態において一種の階層的秩序を予想しているようである。ここでは具体的に自然的貴族という観念を提起して、彼はより明確に社会状態の性質を説明している。自然的貴族は、社会状態・国家との関連のもとに考えられている。まずこの自然的貴族の観念からはじめよう。

自然的貴族は、社会の他の成員と不調和な徒党的性格のものではなしに、その不可欠の構成要素である。それは次のような事情から正当に仮定されるものである。その事情を次に要約して示すことにする。(1)幼少の折から尊敬の場で育てられ、下俗なものを見ず自己を重んずるよう教えられること〔いわゆる貴族に近いものである。他の条件との関連からいって、貴族のタイトルをもつということだけでは自然的貴族の十分条件にならない〕、(2)公的判断力・世論への注視・全体的視野をもつことまたそのような立場に立つこと〔つまり官僚・政治家の類〕、(3)軍隊において命令し服従することになれていること〔武官〕……（以下事情の説明は省略し推定できる資格者の種類のみをあげると）、(4)〔勇気の徳をもつ者〕、

(5)〔慎重の徳をもつ者〕、(6)〔行政官・裁判官〕、(7)〔勤勉・実直の徳を具えた富商〕、(8)〔学者・芸術家〕―これらである。

以上の点につき、バークの政治思想史上の位置を測定する一助として、若干論評を加えてみたい。これらはあくまで自然的貴族が形成される事情であって、自然的貴族そのものではない。概して当時のイギリスの支配階級の実質的部分を念頭においているようである。にもかかわらず、自然的貴族の特徴は、その支配階級をそっくりそのまま提起しているのではなしに、徳・知識を強調し物質的な面を条件的に考えていることによって、ある程度ズレが生じることをみとめているといえる。自然的貴族の仲間入りをするためには物質的条件に大きく左右されざるをえないことをみとめているにもかかわらず、自然的貴族の中味は〈精神的貴族〉に近いものであろう。また、公共的精神を強調することと考えあわせると、絶対主義社会における宮廷貴族の類ではないであろう。むしろ中世的性質と近代的性質とがミックスされているように思われる〔参考までに、『省察』の中で、国家を統治する資格が門閥と肩書に限られるのではなしに、それは知・徳以外にない、と言われている。またこの両者をもつものは、境遇・職業に関係なく名誉ある地位に向う道が開かれている、と言っている〕。

バークは、この自然的貴族を必然的にうみ出すところの市民社会の状態が〈自然〉の状態である、と言う。原始的社会や無政府状態以上にそうである、と言う〔バークが市民社会状態（the state of civil society）と言うとき、自然的貴族をより生み出しやすい社会ということが含意されているかとも思われるが、所謂社会状態と本質的に区別していないと考える。バークが政治や社会のことを論じる場合、考慮されるのは常に社会状態における人間である〕。人為的に形成すること（Art）が人間の本性である、とバークは言っている。だから人間は形成された成人期においても、未熟な幼少時におけると全く同様に〈自然〉の状態にあるのだ。社会の諸条件において当然に形成されるものとして自然的貴族を考えている。だがこの条件についての批判が欠如していることは否定しえない。むしろ現状肯定的である。その条件を批判的に検討

し、その条件を平等化しようとする思想はバークの思想的枠組をこえる。『省察』において人権説にもとづく政治的、な人間解放の思想が妥協におわらざるをえないことを洞察しながら、経済的物質的諸条件に手をつけようとする方向には彼の思想はすすまない。時間の観念・自然の観念・神慮によって正当化される条件は、むしろ保持さるべきものと考える方向である。フランス革命以前の状態を必ずしも自然に全面的に反するものとはみないで、改革の可能なものとみる。バークの自然的貴族の観念を近代的性質のものと考えるならば、大衆社会化の傾向を批判する性質のものとして、トックヴィルの政治思想につながるものではなかろうか。

最後に国民（ピープル）（人民）の観念について。多くの人間ということだけでは集団的資格をもたない。バークは人民の観念が corporation の観念である、と言う〔パートナーシップとみなされた国家を主体の側からとらえているのであろう〕。このようなものとして、外部から承認される資格をもつ。この共同事業に携わる団体がどのようなものであるかは、国家の伝統的諸条件から推測される。つまり国家にあらわれた〈本源的契約〉にかかわる。国家は、corporate form をもつものであるから、そしてその限りにおいて国家と考えられているから、国民がその秩序に服していないとき――バークの所謂本源的契約が破棄されているとき――それはもはや国民ではない。国家の共同事業に携わる corporation ではない。自然的貴族が存在し、彼らが大衆を指導・教化・保護する習慣的な規律の状態にあるとき、人々が国民という勢力でもって行動しているといいうる。大衆がこの規律に服さなくなったとき、もはや市民社会の状態――corporate form をもった国家――は破壊されている。そこには、国民も、多数―少数の関係も存在しえない。ただ莫然とした、バラバラの個人がいるだけである〔バークの国民の観念は、個人の単なる集合体ではなしに、幾世代もかかって達成される共同事業に携わる主体として、民族の観念に近いものと私は判断している〕。万事、民族的調和をもった大合唱の声が、強力で決定的な影響力をもつ、とバークは言う。国家を共同体的にとらえることと国民を民族の観念に近いもの

としてとらえることとは密接に関係しているようだ。個人から出発することによって国民をその算術的合計とみたり、社会を個人の抽象的権利にゆだねるフランス人の国家は、まさにその基礎において誤っており、自壊的である。フランス人が民族的調和・そのすべての絆を破壊したとき、そこにはもはや国民（人民）とよびうるものはないのだ、とバークは言う。そのような結果をもたらす人権は、国民（人民）の権利ではありえない。国民であることは市民社会の状態の存在を前提し、人権をもつことはその不在を前提するから、両者は両立しえない、とバークは言う。フランス革命について、このような破壊的原理をヨーロッパのことごとくの民族の中に導入しようとする企てがなされている、と彼は警告する。

※　※　※　※

最後に、いくつかの問題点を指摘することによって『結び』にかえたいと考える。バークは、人民主権説がフランス革命の中心的理論であり、それによって社会に無政府状態がもたらされると言うことによって、フランス革命と新ホイッグ主義を批判した。バークがこのように考える背景には、彼のペシミスティクな人間観、〈理性〉への不信があった。社会的規制が取り去られることにより、人間は情念の虜になり破壊的傾向に走ると考えた。このようなバークの思想は、啓蒙の楽観主義――人間の完成可能性と進歩への信念――に対して不信をなげかけたものであった。それに対し、バークは歴史的に承認されたものに依拠すべきだとし、慎重の徳を強調した。バークは歴史の継承（持続）的側面を評価し伝統を尊重する。歴史的伝統的精神と制度を民族固有のものと考えているが、歴史を民族精神が主体的に形成していくという観点には乏しい。歴史主義の要素はそなえているが、それが方法として自覚的になっていない。社会は、個人主義の見地から個人の契約の所産とみなされているのではなしに、個人にとって前提された共同体

とみなされる。したがって彼の思想傾向は、啓蒙のコスモポリタニズムではなしに、ナショナリズムの方向である。啓蒙思想は国家への世俗的・個人主義的アプローチを推し進め、フランス革命がその理論的実践的帰結――社会状態の解体――をもたらした。これに対し、バークは国家観念の基礎に共同体的観念をすえ、究極的にはそれを神秘化した。近代保守主義は、バークの右のような思想的要素が、フランス革命のインパクトによって政治的に自覚化されることによって形成されたものであろう。

今日、バークの思想の諸要素を近代保守主義の要素とみる傾向が強い。フランス革命による伝統的価値体系の崩壊に対応して近代保守主義が自覚的に形成されたこと、またこのことから一般に保守主義は作用と一組とされる関係的概念であること――これらのことが今日までに指摘されている。近代保守主義の研究にとって残された問題は、フランス革命の中にあるどのような傾向がバークの思想のどの要素と対応しているかを具体的に検討することによって、総合的に近代保守主義の性格を明らかにすることである。またバークが啓蒙思想を批判することによって自らいかなる思想を形成したか、そしてロマン主義者が高く評価するバークのその思想がはたしてロマン主義とどのように関連するか、これらのことが残された問題である。

（いままで、『近代思想史研究会』で幾度か報告させていただきながら、発表の責任を果しえないでいた。本稿をもってその一端を果したいと考えた。また本稿をもって一九六八年一二月八日の九州法学会における不十分な報告を補わせていただこうと考えた。）

（一九六八年一二月二八日）